平成２４年（フ）第２４４号
徳島県徳島市住吉４丁目10番56―706号
債務者　正村　健太
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７１号
徳島県徳島市津田町３丁目３番３号、旧住所
徳島県徳島市新浜町１丁目４番33号
債務者　田口　桂子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７８号
徳島県鳴門市大麻町市場字東畑29番地３
債務者　原　　明代
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５号
高知県土佐市高岡町甲627番地の２
債務者　高橋　道代
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第３６号
高知県吾川郡仁淀川町大崎277番地９
債務者　井上　友幸
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第３７号
高知県高岡郡佐川町甲1626番地４
債務者　三宮　伯史
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第２６８号
宮崎市東大宮４丁目24番23号　レオパレス雁ケ音104号
債務者　近藤　大輔
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１４号
宮城県大崎市鳴子温泉字坂ノ上26番地12
債務者　平山まなみ
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
宮城県大崎市古川新田字旭45番地
債務者　佐藤　　創
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
兵庫県美方郡新温泉町歌長353番地
債務者　西村富美子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3580番地の１
債務者　長野　雅美
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第５８６号
千葉県流山市南流山２丁目20番地の１　大川マンション２Ｆ
債務者　林　　修平
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６１６号
千葉県松戸市五香西２丁目11番地の３　ジョイフル五香401号
債務者　大久保勝幸
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６１７号
千葉県我孫子市湖北台５丁目４番16号
債務者　小池　　清
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７３号
山口県岩国市元町４丁目１番５―403号
債務者　古野　早苗
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第８５号
山口県岩国市中津町１丁目19番17―102号
債務者　坂井　潤美
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第８６号
山口県岩国市周東町下久原1734番地16
債務者　原野　智絵
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第８９号
山口県岩国市平田６丁目57番３―405号
債務者　北村　節二
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
山口地方裁判所岩国支部